

## 平成22年度第2回武蔵野市まちづくり委員会議事録

日 時 平成23年3月18日（金） 午後7時00分～8時30分  
 場 所 武蔵野市役所 東棟8階 802会議室  
 出席委員 柳沢委員長、山内委員、石川委員、塩澤委員  
 市事務局 都市整備部長、まちづくり推進課長、まちづくり調整担当課長  
 まちづくり推進課職員  
 傍 聴 者 2人

質疑応答者	質疑応答
委員長	ただいまから平成22年度第2回まちづくり委員会を開会したいと思います。議事に入る前に、事務局より報告をお願いします。
事務局	事務局からの報告です。春原副委員長、金子委員、清水委員からのご欠席のご連絡をいただいておりますが、まちづくり条例施行規則第4条7項の規定によりまして、半数以上ご出席いただいておりますので、会議が成立したことをご報告いたします。
委員長	議題の（1）都市マスタープランの改定について、説明をお願いします。
まちづくり 推進課長	都市計画マスタープランの改定の概要ということでご報告させていただきます。 本日、お手元に都市計画マスタープランの概要というものがいつていると思います。それに沿いまして簡単にご報告させていただきます。 前回、12月の本委員会において、原案について報告させていただきました。それ以降、原案の縦覧を4週間、11月15日から12月13日まで行いましたところ、27通のご意見をいただいております。それを踏まえて修正を行いまして、改定案をまた2週間の縦覧で、1月17日から行いました。その段階におきまして9通のご意見をいただいたところでは、 それに修正を加えまして、先だって2月に都市計画審議会への諮問を経まして、このたび都市計画マスタープランという形で改定がまとまりましたので、ご報告させていただきます。 この手続きの間におきまして、原案の段階とは方針、構成等、大きな変更はなく、表現の修正、追記等を行いました。 まず概要の1ページですが、目指すべき都市像、目指すべき生活像におきましては、現行プランの方針をそのまま継承している状況

委員長	<p>です。</p> <p>続きまして、将来都市構造ですが、都市の骨格を構成する項目としまして、（１）から（５）を挙げているところです。改定では新たに（５）の持続可能な都市を構築する方針を立てまして、環境への負荷低減と環境の保全、都市基盤の構築及び都市防災性の向上などの考え方をここに示しています。</p> <p>続きまして２ページをお願いします。裏面になりますが、土地利用の方針です。土地利用の方針におきましても、現行のプランの方針を継承していますが、新たに土地利用の具体的な展開という（２）の部分の考え方を示しています。現況の用途地域の維持、地区計画を活用したきめ細かな誘導、大規模な企業地や公共施設の維持、それから市街地の状況に応じた高さ制限の導入について示しています。</p> <p>続きまして（５）の景観まちづくりの方針は、新たな方針です。（１）から（３）に示すような考え方のもとに、今後、景観まちづくりを展開していきたいと考えています。</p> <p>続きまして３ページをお願いします。こちらは分野別方針ですが、それぞれの方針については現行のプランの変更はございません。ただ、本文におきましては、各々の方針の記述の中で時点修正、あるいは取組方等につきまして見直しを行っているところです。</p> <p>続きまして４ページから６ページになりますが、こちらは地域別構想として、吉祥寺、中央、それから武蔵境の３地域の概要を示しています。</p> <p>最後になりますが、７ページをご覧ください。実現に向けてにおきましては、まちづくり条例に基づいてまちづくりを展開すること、それから都市計画マスタープランを多様な主体が共有し、それをもとに、地区単位のまちづくりを進めていくといったことを主眼に今後に対応していくべきであるということを示しています。</p> <p>本プランにつきましては、４月から施行ということで、１０年、２０年の将来像を描き、中間年である１０年ぐらいにまた見直し、改定をするというような形で取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。これについて何かご意見ありますか。</p> <p>高度地区のところは「まち並み形成等」とワンフレーズ入れていただいたのでしょうか。もともと入ってましたか。</p>
-----	--

<p>まちづくり 推進課長 委員長</p>	<p>住環境保全だけだったところに新たに追記しました。</p> <p>こういう観点で、高度地区を行うと言っておいたほうが、後の使い勝手がよいでしょう。</p> <p>それでは、これについてはこれまでとしてよろしいですか。</p> <p>(2)のまちづくり委員会の取りまとめについてに移りたいと思います。</p> <p>こちらについてはA委員が原案を作成していただいて、私が手を入れ、皆さんにメールでやりとりをして、少しまだ議論が残っているところではありますが、本日、一応、案という形でできております。この案についてA委員にざっと説明していただき、それから、市よりこの案ではこういう点で市の政策上、ちょっとここまで書き込んでいただくのはどうかという意見があれば、それについては指摘をいただき、それを踏まえて委員会としてどうするか決めるというふうにしたいと思います。</p> <p>では、傍聴の方がいるので、ざっとご説明をお願いします。</p>
<p>A委員</p>	<p>私がこのまとめを行ったほうが良いということで提案したことより、たたき台もつくらせていただきました。まとめを行ったほうが良いという趣旨は、前回の懇談会で説明したとおりですが、後ほど必要に応じて触れたいと思います。</p> <p>内容について、まず1.の「調整会の運営について」です。ここにありますように、6件の開発事業について9回調整会が実施されました。それについて、前回の懇談会で委員長から今後の調整会のあり方についての問題提起がありましたので、そこは重要な議論であろうと思いました。1つは調整会の運営方法ということについて、現状では、近隣関係住民と事業者双方が歩み寄る機会や、まちづくり委員会委員が双方の意見を十分に受けとめて調整会を検討する機会が限られてくるというふうに思います。</p> <p>その結果、双方間で合意に達しなかった場合には、特に開催請求者側にとって調整結果への不満とは別に、調整会の意義や役割の面で不満を残しているところがあると感じられます。</p> <p>それ以外にも、住民間で事業者に対する意見の相違があった場合、その調整を促す機会が今後必要になってくると思われます。今後の調整会の開催回数のあるり方ですとか、事前の論点整理方法等に関して調整会を運用していく中で検討の必要があるということが1点目です。</p>

それから2点目が開催請求のあり方についてですが、現行では調整会の開催請求というものは、条例の中で近隣関係住民に限られています。これに対して近隣関係住民等で、規定の範囲から外れる周辺住民も、一定の要件を満たせば調整会の開催請求ができるようにすることが望まれるのではないかとということが2点目に書いてあります。

それから2.も調整会に関してです。「調整会事例から考えられる都市計画制度等の活用について」ということなのですが、これは具体的に調整会の事例を受けて、今後、市として取り組んだほうがいいのではないかとという提案になっています。

1つは「商業系用途地域における低層階への商業施設等の誘導」ということで、これは2件ほど同じ地区で、似通った調整会があったというので、それをモデルにしております。これは近隣関係住民の皆さんから、低層階を店舗にするようにという意見が出されたというものです。

そもそも条例でも、集合住宅に関しては、商業地域又は近隣商業地域においては、地域の活性化に寄与するため、低層階に商業施設、業務施設等を配置するように努めるということになっています。実際にこの調整会の事例で、低層階を店舗等にすることができなかった事例があるように、この努力規定だけでは、なかなか期待する効果が出ないということなので、そのために、特に商業地域あるいは近隣商業地域の低層階への商業施設の誘導方策の1つとして、特別用途地区ですとか地区計画などの都市計画制度の活用の可能性について検討する必要があるだろうということです。

2点目は、「低層用途地域に隣接する中高層用途地域の高さ規制」ということで、調整会の1つに、道路に面して近隣商業地域がかけられていて、その裏側に第一種低層住居専用地域に指定されている敷地において、マンション開発がありました。これに対して、裏側の第一種低層住居専用地域の住民がこの建物の高さの低減を求めるといった事例がありました。

これは商業系用途地域と低層住居系用途地域の隣接部というもののなのですが、市内の用途地域の指定状況を見ますと、中高層の住居系用途地域に低層住居用途地域が隣接している地域が結構あるのです。ですから、そういうところでは今後同じような事例が出てくる、特に後背地の低層住宅地への影響が懸念されるケースが発生してくる可能性が考えられますので、そういった地域では、例えば高

度地区ですとか地区計画によって絶対高さ規制を導入して、それとあわせた許可制度を適用し、事前に開発の高さの影響をチェックするというような仕組みを導入したらどうかと思います。2点目はそういったことを検討することが望まれるというものです。

3点目は、「かたらいの道沿道の景観誘導策等の早期実現化」ということで、これは調整会の最初の案件だったパチンコ店のことですが、ご承知のとおり市長意見についてこの委員会で審議を行いました。その後、開発基本計画に対する市長意見が出されているということで、実際パチンコ店が建築された後の姿を皆さんご覧いただいたかと思います。

市長意見の中では、この当該開発区域へのパチンコ店は、一応ふさわしくないというふうに述べているわけです。市長意見が出されたということで、今後、一定の開発を抑制する効果が期待されるものの、再発の可能性も否定できません。よって、付近において類似用途が立地できないようにするような方策ですとか、あるいは積極的にふさわしい用途の立地を誘導するといった手だてを講じる必要があるであろうと思います。

また、以下は景観に関してですが、このかたらいの道については市長意見の中で中央圏における景観まちづくりの基軸というふうに述べているわけです。ですから、このかたらいの道沿道の景観形成というより高い水準での景観への配慮が求められるべきであると思われま。今後、市長意見や改定中の都市計画マスタープランで示された「景観ガイドライン」等の策定を急ぐとともに、策定にあたっては、今回のパチンコ店の事例をスタンダードとせず、よりグレードの高い積極的な景観誘導策を講じることを望まれます。今回はやむを得ず、ふさわしくない用途で建築されたわけなのですが、景観形成においてはこれが前例となって、これを満たせばいいということではなくて、もっとよりグレードの高い誘導策が必要だろうという思いでこの点を記載しました。

3.の「まちづくり活動の支援体制の整備」ということですが、我々の任期中に地区まちづくり協議会の認定が1件、それから地区まちづくり準備会の登録が1件ありました。

先ほど見ていただいた都市計画マスタープランの方針にもありますように、こういった地区単位のまちづくりというのが、方針として掲げられています。そして、そのためには、協議会や準備会の立ち上げの支援を含めた支援体制の整備が必要だと考えられます。

<p>委員長</p> <p>まちづくり 推進課長</p> <p>委員長</p>	<p>この支援体制の整備というのは、条例の中でも第68条第3項にうたわれているものです。そしてその支援体制の整備にあたっては、既存の準備会がそうであったように、開発事業に対する住民の取組から地区まちづくりへの取組につながるということが一般的にも多いということなので、開発事業に関わる近隣関係住民等に対して、中立的な立場の専門家を派遣する等の支援策も含めて検討することが望まれるというふうにしております。</p> <p>最後に、「まちづくり委員会の運営改善」ということで、ここはちょっと読ませていただきます。</p> <p>「任期中、調整会以外に本委員会が審議した事案は、大規模開発事業に対する市長意見の審議1件と、都市計画マスタープラン改定（原案）についての意見交換であった。しかし、この間に大規模土地取引行為にかかる土地の利用に関する市長の助言（第30条）が2件行われており、前述のとおり地区まちづくり協議会が1件認定されている」。</p> <p>さっきも述べたように、基本計画に対する市長意見も示されています。これは後で追加してもいいかもしれません。</p> <p>「これらは市のまちづくりに関する事項の中でも重要性の高いものにとらえられる。また、開発事業やまちづくり提案等の条例上の主要な手続の進展について、委員に対する市からの情報提供が十分でない面も見受けられた。条例で委員会を設置した意義を踏まえ、適切な情報提供のもとに委員会をより有効に活用するための努力が必要であると考え。」ということです。</p> <p>ありがとうございました。それでは今の内容に関して、市としてコメントがあればお願いします。</p> <p>その前に、このまとめの性格というものを確認していただいたほうがよろしいかと思えます。</p> <p>この文書の性格ですが、以下これから申し上げるような取扱いのものということで、委員会の合意を得たいと思えます。すなわち、委員会は普通、行政担当部局に対して建議をするということが条例に書かれたりすることがありますが、その建議をするという規定がこの委員会にはありません。よって、当委員会が市に対して何か物を言うというのは、あくまでも与えられた権限ではなく、任意的に要望をするという性質のものになります。</p> <p>そして、その前提として、活動のまとめという表題がありますように、2年間のまちづくり委員会の活動全体を委員会として総括を</p>
---	---

<p>まちづくり 推進課長</p>	<p>するというのが基本で、その総括した結果、何点か行政担当部局に要望しておいたほうが良いという事項が出てきて、それについては任意的に市のほうに要望として提出するというふうになります。委員の皆さま、そういう性格の文書であるということによろしいでしょうか。</p> <p>そういう前提でお願いします。</p> <p>それでは、まとめの内容ですが、市として1つ考えていますのは、1.の「調整会の運営について」の(2)「開催請求のあり方」についてです。これにつきましては、特に下の2行の近隣関係住民の範囲の問題について意見を述べます。</p> <p>本条例におきましては、近隣関係住民というのは高さの2Hあるいは20mの範囲の中ということで規定しています。これはやはり、住環境の保全という意味から、近隣住民として影響を与える範囲ということです。本市の紛争予防条例でもこういった規定になっているということで、その実績が日影の条例ができてから、ずっと続いて過去40年を経過する中で、社会的認知を受けているというふうに判断をしています。</p> <p>ですので、開催請求権を広げることはこの範囲を多少広げるという話にもなりますので、そういった部分での議論がまだ成熟していない段階において、まちづくり委員会として、このお話を要望されるのはちょっと疑問があるというふうに思っているところです。</p> <p>それからもう1点です。3ページの「まちづくり活動の支援体制の整備について」の「支援体制にあたっては」という、最後のパラグラフの3行です。こちらにつきましては、まちづくり活動ですか、そういったものに対する支援として、市から一定の方向で市の方針に沿ってなされている活動については、認定を行い支援いたしております。しかし、そういったものに対する支援は、今後、もう少し充実させていかなければいけないというふうに考えています。</p> <p>ただ、事業者と近隣住民というものに対して、市から一方の方にそういった人間を派遣するということになると、公平性が保たれないという問題をこれについては抱えているというふうになります。また、近隣住民につきましては、市中でそういったものを求めることはできますので、そういう意味では、こういった当事者間の民事に近いような問題は、行政としては中立性、公平性を保つ必要があるというふうに考えていますので、この辺の部分については一考を要するというふうに思っています。</p>
-----------------------	---

都市整備部長	<p>最初のほうの、「開催請求のあり方」についてですが、2Hの範囲、現在の要件以外の方であっても、調整会に対しての開催請求ということではなくても、これについての一般的な意見として市に対して「市長への手紙」とか、そういった制度がございますので、それを通して意見をいただき、市のほうでそれを受けとめさせていただいて、必要なものは市長意見に盛り込んでいくことができます。このような一定の仕組みがございますので、あえてここで要件を広げる必要はないのではないかとというのが現在の市の意見です。</p>
委員長	<p>それでは今の話を簡単にまとめます。1.の(2)の「開催請求のあり方」についてはまだ、範囲を広げるということについて、議論が成熟していないという話と、ほかの手段があるのでそういう必要性は乏しいのではないかとということです。</p> <p>それから3ページ目の3.「まちづくり活動の支援体制の整備について」の最後の3行について、市が一方の当事者に対して派遣するということは、中立性という観点から問題があるのではないかとということで、市としてはこちらについて書いていただいても実質、受けることはできないと、そういうことだと思います。</p> <p>書くのはこちらの勝手なのだけれども、全く市のほうで受けようがないというものをあえて書くかどうかという問題になると思います。</p> <p>以上、2点について市からコメントがありました。その部分が中心的な議論でしょう。それ以外にもしあれば出していただくとして、今の2点について順に議論しましょう。</p> <p>最初のほうの「開催請求のあり方」について、今の市のコメントに関して委員の皆さんの発言をお願いいたします。</p>
A委員	<p>議論が成熟していないというのは、そのとおりにかもしれませんが、この委員会の中でこの議論が出たというのは重要なことだと思っています。</p> <p>ですから、その委員会の中でも、これに対して賛否があるということも前回の懇談会でもありましたので、わかっていますが、この議論があったことが重要ですし、この考え方が今後の検討材料として重要であると思うのです。ですからここは削除しなければならないということはないと思います。それは、さっきの支援体制のことも含めてです。ですので、削除したい理由というのがよくわからないので、それを伺いたいと思います。</p>
委員長	<p>それは、市に対してでしょうか。</p>



A委員 委員長	<p>そうです。</p> <p>では、市のほうで、削除しなければならない理由をお聞かせください。</p>
まちづくり 推進課長	<p>今日の議論も踏まえて考えなければいけないと思いますが、基本的にはまちづくり委員会が出す要望というか、まとめとなりますので、市としてはこれを今いただいても対応できるものではないし、そうであるものをここで書かれてもちょっと難しいという判断で削除しました。</p>
委員長	<p>こういうふうにご考えていただいてよろしいですか。書くのは、委員会の自由ですが、市としてはこの部分については、そちらの認識が甘いので、我々としては受けようがないですよという構えですので、それでもお書きになりますかと聞かれているということですよ。</p>
A委員 委員長	<p>はい、それであれば理解できます。</p> <p>その上で市としては、これは無理だと思っておられる前提で、それでも大事だから書くかどうか。それはもちろん委員会としての立場です。</p>
A委員 委員長	<p>それでも大事だから書いておくべきだと思います。</p> <p>という主張ですね。</p>
A委員	<p>はい。</p>
B委員	<p>これをもし委員会一同という形で出すのであれば、私としては開催請求できるようにすることが望まれるという意見ではないので、一同という形で残すのは賛成しかねます。</p> <p>理由としては、先ほど市が言ったようなことに加えて、実際に調整会をやってみて、この上に請求権者の範囲が広がると、様々な意見が出てきて、調整会自体が近隣関係住民にとって、必要な時間等の調整ができる場となるのかどうかという危惧感もあります。しばらく調整会の実績をもう少し重ねた上で請求権者の範囲を検討すべきだと思いますので、今の段階で委員会一同という形で望まれるという形での表記には、どうしても賛成はできません。</p>
A委員 委員長	<p>望まれると、最初から私が書いたのですね。</p> <p>そうですね。A委員のメモにあります。このまとめというのは全員合意でなければ書けないのか、多数決があるのかというような議論がありましたが、これについてはっきりさせたいと思います。まとめですから、一応この手のものは基本的には多数決でやるという性質ではなくて、基本的にみんなが了解をしたということでき</p>

	<p>たいとおもいますが、これはよいですね。</p> <p>その上で、方法は3つあって、表現を削除する、少し修正する、それから総意にはならなかったけれど、こういう意見があったとして補足して書き加える。その3つの方法があると思うのです。</p> <p>そこで、今日は事務局のほうから、節電のこともあり、できるだけ早く終えてほしいと言われていることでもありますので、私から修正案を出します。それでだめならば削除か、総意にならなかったけれどもこういう意見があったという付記にするか、どちらかにしたいと思うのです。</p> <p>その案というのは、このようにしたらどうでしょうか。C委員からも「一定要件を満たせば」と今書き切るのは、少し煮詰まりが足りないのではないかというニュアンスの意見がありましたので、このようにしたらどうかと思うのです。「したがって近隣関係住民と、規定されている範囲から外れる周辺住民の調整会開催請求の可能性について検討することが望まれる」。そういう可能性があるかどうかを吟味してくれないかと。少し一歩引いたという程度なのですが。それで、今日は4人しかいませんので、残りの方については我々が代表することにさせていただくとして、例えば、B委員はどうでしょうか。それでもちょっとまだ早過ぎるということであるとすれば、先ほどの二者選択に入りますが。</p>
B委員	<p>先ほど申しましたように、今やっている調整会のやり方を考えると、請求権者の範囲を広げるのが、周辺住民にとっていい結果を必ずもたらすかどうか、まだ自分としては判断がつかかかっていますので、範囲を広げる方向で何かをすることが望まれるという意見には、どうしてもまだ今のところ賛成できないというのが正直なところです。まずは今の周辺住民との調整会を重ねて、まず周辺住民に満足できるような調整会をどうするのかを考え、そちらをまず熟慮し、やり方など色々考えた上で、それがうまくいくようになった段階で請求権者の範囲を考えるというのが適当かなと考えております。</p>
委員長	<p>ということは、いわば上の3行も下の2行を呼び出すような内容であるので、上の3行もないほうがいいということですね。</p>
B委員	<p>そうです。まずは既存の調整会で周辺住民の意見をどうやってうまくみ取っていけるかを検討していく時期だと私は思っております。まだ委員会をやって2年です。</p>
委員長	<p>ただ、それは少し次元が違う話題ではないでしょうか。要するに</p>

B 委員	<p>今の範囲の人たちに対して、調整会がどう機能するかという話と、今の範囲で足りるかというのは別問題ですよ。</p> <p>ええ、ただその方向を広げてしまうと、また拡散していったらというような気がするので、まずは調整会として周辺住民との調整をどうやるのかを決めたほうがいいのと、後は根本的に広げることのデメリットも少しは考慮に入れなければいけないのかなというふうに思っています。</p>
委員長	<p>デメリットというのは、まとめにくいという意味とは別ですか。</p>
B 委員	<p>まとめにくいということも1つですし、極端な話、乱用されるおそれもあるのかなという危惧もあります。</p>
A 委員	<p>その辺の可能性についても、検討するうちに入っているのではないですか。</p>
委員長	<p>調整会をかなり経験させていただいた立場で言うと、問題になっているものの問題の広がりはかなり広いので、近傍の人の利害とその外側の人の利害は、おっしゃるよう異なります。だから、話が複雑になることは間違いないと思うのですが、その複雑になることを嫌って避けてはいけないというのが、むしろ私の意見です。</p>
B 委員	<p>ええ、私もそう思っているのです。ただ、広げることで本当に一番影響を受ける人たちの意見を十分反映させるための時間がとれなくなるような調整会になるのが怖いと思うのです。やっていないのでわからないのですが、イメージとして、今よりもより一層そうなるときの恐れがあり、怖いのです。</p>
委員長	<p>これは委員長ではなく、委員としての意見です。要するに請求の要件は外側の方は相当ハードルが高い、近い方はハードルが低い、そういう差別が要ると思うのです。だけど、近い方は賛成したけれど、外側の方は明らかにこれはひどいという場合もあって、それについて「市長への手紙」があるのではないかというのですが、それはやはり全く別組織、別制度なので、この制度の中で扱えるようにすべきだと思うのです。</p> <p>だから私は、委員としての意見は、最後の2行は取っても3行は残したいというのが、私の意見なのです。</p> <p>先ほどの修正案のようだと、まだニュアンスが強過ぎるので、それならどうでしょうか。</p>
A 委員	<p>「市長への手紙」があるのではないかという話もあるのですが、でも周辺の方も明らかに何か影響を受けているのではないかと思ったときに、その影響を聞いてほしい機会として調整会があるのではない</p>

	<p>かと思うわけです。</p> <p>調整会というのは事業者も当事者として参加するし、そしてその間に入って話を聞くまちづくり委員の方に、規定の近隣以外の周辺住民もこういう影響を受けているのだよということを使う機会があります。だからそれを前提に考えると、可能性について検討するぐらいは残しておいていいのではないかと思うのです。だから最後の2行も、先ほどの委員長の提案の修正ぐらいで残せるのではないかと思うのです。</p>
委員長	<p>短い時間で非常に難しそうなので、ここは、だんだん歩み寄れる範囲でいきましょう。そうすると、2行を取って、要するに事実関係としてそのように一応我々は思ったとする。あとはどう受け取るかは行政サイドで考えるというのは3行までです。2行をつけ加えると、受け取ってくれるかどうかは別として、一種の宿題的に要望を出したということになります。その違いですね。</p>
A委員	<p>そうです。それで、まとめ方の3種類を先ほど委員長がおっしゃったのですけれども、だから最終的にこういう意見もあったみたいな格好で付記しておくくらいでもいいと思います。</p>
委員長	<p>2行を付け加える形ですね。</p>
A委員	<p>それでもいいと思いますけれども、要するに、これは議論があった、重要な議論だったということがわかればよいかと思います。</p>
委員長	<p>上の3行が消えてしまうとすると、この全体を付記するというのは1つの選択だと私は思うのですが、3行で気分は出ているのですから、この2行だけ付記するのはどうでしょうか。</p>
A委員	<p>まあ気分は出ていますね。</p>
委員長	<p>よしとしようではないですか。何か委員会的ではないのですけど。</p>
B委員	<p>私も余地はあると思っていますので、そこまでであれば記載することに反対はいたしません。</p>
委員長	<p>D委員はどうですか。</p>
D委員	<p>現状で難しいことを載せてしまうというのは、確かに厳しいのかもしれないのですが、直接、近隣以外の方でも影響を及ぼす場合であれば、調整会の場の中できちんとその声を拾い上げるという意義はあると思います。ですので、今後の検討の課題として上3行は絶対に載せるべきではないかなと思っています。</p>
委員長	<p>ではA委員、この辺で手を打ちましょう。</p>
A委員	<p>多数決ですか。</p>

<p>委員長</p>	<p>これは多数決です。合意できるところを今は探しているのです。</p> <p>では、多少のご不満は残りますが、「したがって」以下の2行は削除して上3行は残すということで、この点については了解ということにしましょう。</p> <p>2点目の3ページの中立的な立場の専門家を市から近隣住民等に対して派遣する、この点についてはどうでしょうか。</p> <p>市としては、さっきお話がありましたが、対立する両者の真ん中にある自治体の市として片方に派遣するというのは、何か市の中立的な立場自体が損なわれるというふうになりはしないか危惧がある。こういうことでしたね。</p>
<p>B委員</p>	<p>私も支援体制の整備は必要だと思っておりますが、どういう形の支援体制がいいのかというのは、今直ちに判断ができませんので、その具体的例として、中立的な専門家を派遣するという支援策を列記することには、個人的意見として、賛成できないというのが今の意見です。</p>
<p>委員長</p>	<p>こちらのお二人はいかがでしょうか。</p>
<p>A委員</p>	<p>もう1回趣旨から説明しますけれども、先ほどのまちづくり推進課長の説明は、開催請求権者に対して派遣することについて、中立性を保てないのではないかということだったのですが、必ずしも開催請求権者に対してだけ、こういった支援をするという意味合いでここに掲載したわけではないのです。ですので、そういう意味合いであったならば、1.の「調整会の運営について」のところで書いたのかもしれませんが、そうではなくて、「まちづくり活動の支援体制の整備について」ということで1つ起こして、そしてその中で開発事業に対する住民の取組についても支援することが必要だろうということです。</p> <p>ある程度、B委員のおっしゃることは理解はできます。中立的な立場の専門家を派遣する等という部分がちょっと踏込み過ぎている表現になっているので、場合によってはここは何らかの表記を変えてもいいかもしれませんが、開発調整に対する住民の取組に対して支援するという意味合いについては、支援体制の整備が必要だというふうにB委員もおっしゃっているので、残していただきたいと思えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>支援体制の整備というのは、むしろ3行の上のところですね。</p>

A委員	それは全体でして、下の3行のところは、要するに開発事業に対しても支援の対象としようという意味合いで言っているわけなので、派遣するということがひっかかるのであれば、その派遣する文言を何か別のものに変えればいいのかと思います。だから一切削除するということは認められないと思います。
都市整備部長	<p>委員長すみません、よろしいでしょうか。この上の3行ずつに分けると、真ん中の3行まではそういうことだろうと思うのですが、その部分と下の3行のつながりは、私どももよくわからないのです。協議会や準備会の立ち上げについては当然、私どものほうは支援をするということで、それは条例でもうたっております。</p> <p>確かに開発事業の中のそういった取組から、準備会のほうへ使用されていくようなことは今までもあって、これからもあるだろうというふうに思うのですが、そういうように準備会が立ち上がるというようなことに関しては当然、支援をしていきたいと思うのですけれども、開発事業にかかる紛争調停みたいなどころへの支援というのは、私どものほうではちょっといたしかねるところがございいます。そこは振り分けていただかないといけないのかなと思います。</p>
B委員 委員長	<p>「整備を一層図る」という必要性についてですが、それをどういう整備にするかというのは、今ここで具体的には出てこないと思います。</p> <p>今、部長が言われたのは、ある意味ではわかる感じはあるのです。つまり、反対運動のようなものから住民活動、反対運動が終わってから、まちづくりの住民活動のようなものに成長していくということはよくあって、「だから反対運動の段階に市が後のために、ここで派遣しろ」というのはちょっと筋が違うのではないかというご指摘です。それはそれでちょっと筋が違うと思いますから、まちづくり活動に対する支援と、いわば対立している状態のところへの支援というものは別問題で、後者のほうも必要だと言うか言わないのかという問題です。B委員は、それは適切ではないのではないかというご意見で、市のほうは市の中立、行政の中立性が損なわれる恐れがあるのではないかと言っているわけです。どうでしょうか。</p>
A委員	紛争の場面だけをとらえれば、そのとおりだと思います。中立性を確保するのは極めて難しいのかもしれませんが、E委員の意見にもありましたように、付近で開発が起こった場合、そこにいらっしゃる住民の方にとっては、それが何なのかということ把握するの

	<p>は、その住民の皆さんだけでは難しいのです。それをすべて市に対してケアしろということを行っているわけではなくて、そこは支援体制整備の中で、何らかの方法で専門家の知恵を集めてケアする取組、そういう支援体制をつくれればいいというふうに考えてこれを書いたわけです。</p> <p>中立性をどう保つかということももちろん重要ですし、要するに専門家にやってほしいことは、E委員の意見にあるように、難しい話を、難しい言葉を簡単に翻訳して伝えてもらうとか、あなたの家から何mくらい離れたところにどうやらマンションが建つらしいですよということを教えてあげるといようなイメージなのです。だから、市がそういう人を派遣することがすごく非中立的、公平を損ねてしまうという話には一切ならないと思います。</p> <p>もちろん、上の上段と話の整理が必要だということであれば、したほうがいいのかもかもしれませんが、そういう趣旨でのまちづくり活動支援体制の一環として、開発調整に関する住民への支援体制をつくるということは必要だろうと思います。</p> <p>専門家といってもいろいろな人がいるので、本当に中立的な立場をとれるかどうかというのは、実際に私もいろいろな紛争を見てわかりますし、私の知る事例で、すごく一住民としてもいやな思いをしたということがあるので、そこら辺はよくよくわかっていて、市が主張する意味合いもすごくよくわかるのですが、でもそれを含めて一歩進んで、開発調整に関する支援体制も、今言ったあくまでも翻訳家という意味での支援体制をつくっていったらと思っています。</p>
<p>委員長</p>	<p>ちょっと補足しますが、中立性という議論に対して、2つの話が今あるので、それを確認します。</p> <p>要するに市が専門家を近隣住民等の要請を受けて派遣するということは、市の中立性、公平性という立場が、外側から見ると、紛争当事者の片方に軸足を移したように一部理解されかねないという問題です。これは先ほど市が言ったことで、もう1点、前から何となく議論のあるのは、派遣された専門家自身があなたは中立的な立場で翻訳するのですよと言われても、場合によっては事業者を攻撃する立場になりかねないというような意味で、中立性を保つのはなかなか難しいという点の2つあるということです。</p> <p>両方の問題を加味した上で、今これをどう考えるか。D委員、いかがでしょうか。</p>

D委員	<p>今までのお話を伺っていると、専門家派遣ということは現状では難しいのかと思います。ですが、今いらっしゃるE委員と私は考えが同じなのですが、まだ、まちづくり条例が施行されて2年しか経っていないということで、今まで調整会を申し出られた皆さんというのは、もともと、まちづくりの知識に詳しい方が中心になって提起をされているのではないかと思います。</p> <p>これから調整会を検討したいという方の中には、まちづくり条例が一体どういうものなのかとか、建築に関する知識などが詳しくない方もいらっしゃるかと思いますので、そういう方々への援助というか、何かサポートするような体制というのは検討したほうがいいのではないかと思います。</p>
A委員	<p>付け加えてもよろしいでしょうか。例えば、調整会開催請求権者に対する支援は、中立性をなくすのでできないということであれば、それでもいいと思いますが、調整会に至るまではすごく長い時間がかかります。住民の方は、いろんな場面に立ち会わなければならないのです。</p> <p>最初に開発の通知が来たときから含めて、説明会がありますから来てください、図面が添付されてきて、この図面は見てもよくわからない。普通の人が見てもあまりよくわからないです。説明会で説明されて、何か絵も示されるのだけれども、それが具体的に自分の家にどういう影響があるのかということ、自分一人で判断するのが難しい場面が当然あるはずなのです。</p> <p>だからもう調整会まで行ってしまえば、そこまでかなり勉強して、そしてその上で、こういう影響を被るはずなので、こういうことについては意見をしたい、事業者にきちんと伝えたい、それについて調整会のまちづくり委員に対してちゃんと理解してもらいたい、それを事業者に伝えてもらいたいということまできて、ようやく調整会というのできるわけです。</p> <p>でも、その前の段階で図面を読むところから、あるいは、開発がどこに起こるのかということ、あるいは、どういう建物ができるのかということ、あるいは、それを正確に把握することから、あるいは、どういう建物ができるのかということ、あるいは、それを理解するところから始まっています。</p> <p>だから今までは、条例がなかったときには、例えば市の職員、市に質問に行って、市の職員が丁寧に答えて、「ああ、何となく理解できた」ということがあるかもしれないですけども、でもそれ以上に条例の中でまちづくりの支援体制をつくるということであれ</p>



	<p>ば、そもそも事業者と住民の情報の非対称性ということもありますし、市に質問に行くことも難しいような方もいらっしゃるわけなので、そこを支援体制の中でケアすればいいと思っているのです。</p> <p>そして、その支援体制というのは、別に何ら反対運動に加担するとかそういうことではなくて、図面の見方を教えてやったりということで、要するに翻訳家です。そういう機会は、もちろん既存の例えば弁護士会ですとか、建築士会とか、そういった専門家の団体がやってもいいし、私がいるようなNPOがやってもいいと思います。でも、体制としてそういう支援体制をつくることは、まちづくり条例の中で支援体制をつくるということが記載されているので、条例の中で仕組みとしてつくったらどうかということなのです。</p> <p>支援体制を強化しなければいけないとA委員のおっしゃることの意義はよくわかります。ただ、私が今ここで言いたいのは、先ほども申し上げたように、その中で何がいいのかというのが、私の中でまだ決まっていないのです。</p> <p>ですので、私の意見として何か具体例を持って、こういう支援策がいいですよとここで何かを書くことに、どうしてもちゅうちょを感じています。「一層の支援体制の整備を図る」とかであれば、それは全然、納得できるのです。</p> <p>そのうちのどの選択肢がいいのかは、例えば条例を決める中で条例の委員の皆さんが話し合いの中で考えていただくとか、そういう形で決めるのがいいのかなというふうに考えています。</p>
B 委員	<p>今このB委員の言われた、支援体制を強化するのは必要だとおっしゃったのは、下の3行に関連しても。</p>
委員長	<p>これがいいかどうかはわからないのです。このことが武蔵野市のまちづくりにとって、いいことなのかどうか、今判断ができかねているので、これを載せることにちゅうちょを感じているのですけれども。</p>
B 委員	<p>だから開発事業に対する住民と事業者との、いわばやりとりに関連して、何か支援を強化するという話については、ニュートラルだとおっしゃったのですね。そのことは別に置いておいて、そういう対立している話題ではなくて、まちづくりに関して住民活動を支援強化することは必要とおっしゃったのですね。</p> <p>つまり、これは2つのことが書いてありますよね。</p>
委員長	<p>ええ、第68条3項で支援体制の整備と書いてあります。それを一層具体的に進めるための措置をとるべきだみたいな形で書かれてい</p>

委員長	<p>ます。</p> <p>そのうちの1つとして、いわばA委員は対立している場面において、住民側の理解を深めるための専門家支援が必要だと言ったのですよね。</p>
B委員	<p>ですが、それに関しては、メリットがあるかデメリットがあるかわからないので、それを今ここで決めることはできないということです。</p>
都市整備部長	<p>今の議論にほとんど含まれているのですが、この第68条の条文については、開発調整の段階の市民の活動、いろいろな意見等について、まちづくり条例のこの形の中で支援をするということを想定したものではありません。あくまでも先ほどA委員のおっしゃった、自分の住んでいるところの影響があるということはわからないというようなことに関していえば、当然市の窓口で職員がご説明をし、そういったことについてはサポートといいますか、一定のご理解はいただいているというふうに現状では思っています。</p> <p>ですから、まちづくり条例の仕組みの中でそれをやらなければいけないという必要性については、そういうレベルでは市のほうでは感じていないということです。</p>
委員長	<p>そうすると、先ほどの意見のほかに、実際にもう市の職員が十分にやっているということをおっしゃったのですよね。</p>
都市整備部長	<p>はい。</p>
A委員	<p>本当にそうでしょうか。もちろん、今までの市の職員の皆さんの取組というのは、すごく頑張っていらっしゃるというふうに思っています。</p> <p>でも、先ほどのことをもう繰り返しませんけれども、それでもサポートしきれないところがきっとあると思います。そこをケアすることは、支援体制の中で考えてもいいのではないかと思います。検討するぐらいのことはしてもよいのではないかと思います。</p>
委員長	<p>1つ質問ですが、先ほどA委員がおっしゃられたニュアンスだと、事前の理解、図面が住民に配布されて、それで説明会が何日か後に行われるなら、ちょっと事前の予習をしなくてはいけない、というようなときに専門家に来てもらって、いろいろ聞いて内容の理解を深めると、そういう場面で専門家が欲しいとおっしゃたわけですか。</p>
A委員	<p>予習でも復習でも構わないのですが、説明会に出られないような</p>

<p>委員長</p>	<p>人が、それでも内容は知りたいというときに、例えば専門家がそこをサポートする。それを全部、すべて市がやるというのは難しいと思います。</p> <p>実務的にそれは結構大変な感じがするのです。先ほども言ったのですが、先行して似たようなことをやっている自治体の例からすると、事前の住民の皆さんの、いわば事前勉強につき合うということになると、それはある種の何か作戦会議につき合うような感じになっていくのですよね。</p> <p>そういう意味で非常に立場が難しくなるのと、一人一人につき合うなんていうことはできないので、非常に限定された回数しかいけないのです。そういう意味で、住民のほうの期待にも大してこたえられないし、専門家としてもとてもつらいシチュエーションになります。</p> <p>だから今、現にやっているのは、ある説明会という場だけでつき合うというふうに限定しています。それでこちらが言っていることについて、どうも理解されていないようなら、今のはこういうことですよ、わかりましたか、というようなことをサポートしています。</p>
<p>A委員</p>	<p>イメージはそうです。事前の予習というよりは、そういうことです。</p>
<p>委員長</p>	<p>予習の場合につき合うのは作戦会議になってしまうので、とても難しいのです。</p>
<p>A委員</p>	<p>それはそうだと思います。なかなか中立性を保つというのは難しくなってくるように、それは思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>市民代表でこの委員会に参加されている委員の皆さんは、何となく、もう少し支援をしてほしくて、両者対立の場面で、住民側に対する情報のサポートがあってもよいのではないかと感じているということですね。要するに、情報が十分こちらに行き切れてないという感覚がどうしても残るということですよ。市の職員も相当やってくれているにしても、足りないという印象があるので、もう少しサポートの余地があるのではないかというニュアンスがどうしてもあります。</p> <p>それに対して、どちらかという専門家的立場でかかわっている方は、それはちょっと問題がありそうだというニュアンスになっているというのが、一応総まとめ、今の感じなのですが。</p> <p>そこでどうでしょう、先ほどの話でいくと、削除するか、総意に</p>

	<p>はならなかったが、次のような意見があったと付記をするという選択になります。</p>
A委員	<p>メールにも書きましたけれども、全部削除するとしたら、私はこれには参加できません。</p>
委員長	<p>だから付記をするというのはどうでしょうか。</p>
A委員	<p>付記であるのだったら、仕方がないと思います。</p>
委員長	<p>全部削除するなら参加できないということですが、これはやはり、合意できるところでやるしかないですからね。</p>
A委員	<p>合意できないのですよね。</p>
委員長	<p>いや、だから外すことに合意できないというのは、議論としてだめなのです。要するに書くことに対して、どこまで合意できるかということです。反対の人がいる場合、その反対された部分をどう取り扱うかということを検討せざるを得ないです。それを全部落とされたら、私はそもそもこれには参加できないと言われてしまうと、合意のレベルを探すという作業が破壊されてしまいますので。</p>
A委員	<p>ですから、二者択一であれば付記するほうで進めてもらいたいです。</p>
委員長	<p>では、付記ということでいきたいと思いますが、よろしいですか。合意にはいたらなかったということ。</p>
A委員	<p>はい。</p>
委員長	<p>では、このようにしましょう。その下3行自体をまだ修正する余地があるかどうか、あればまた意見を出していただくとして、一応、今の3行を残して、その上に「なお、委員会の総意とはならなかったが、以下の意見があった。」と書いて3行を追加する。それでこの3行の表現はどうでしょうか。そういう付記ならば、このままでいいですか。</p>
A委員	<p>はい。</p>
委員長	<p>ただ、先ほど市の事務局の指摘で、第63条第3項の話とこれとをつなげるのはちょっと筋が異なる感じがあるというのもわかる話なので、「このことに関連し」というぐらいにしておきましょう。要するに第63条第3項でなければならないという意味ではない。</p> <p>つまり現体制の整備、第63条第3項の支援体制の整備ということではないのだけれども、それと関連のある話題として、以下3行のことをいうと、そういうニュアンスにしたらどうでしょうか。</p>
A委員	<p>はい。</p>

<p>委員長</p>	<p>そうしますと、「今の支援体制の整備に当たっては」というところを、「このことに関連し」ぐらいに修正するということによろしいですか。その上になお、先ほど言ったことを加える。</p> <p>事務局の皆さん、よろしいですか。これは市ではなく、委員会の事務局です。よろしくお願いします。</p> <p>では2点、一応整理がついたと思いますので、その他のところで何かお気付きのところはございますでしょうか。</p>
<p>A委員</p>	<p>質問ですが、市のほうで修正したところについて、メールでは1つ書いていますが、もう1つ加えて質問します。まず、武蔵野市活動まとめ案の以下4行ありますけれども、3行目の、「今後のまちづくり条例の運用改善等に際して」の「改善」を削除されているのですが、この「改善」を削除した理由というのを聞きたいのと、それと2ページの9行目、「そのため、特ににぎわい等、地域の活性化を指向する地域」というふうになっているのですけれども、もともとは「商業地域または近隣商業地域において」を削除して、今言った「特ににぎわい等、地域の活性化を指向する地域」というふうに修正されていますので、その理由を確認したいと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>これは、事務局としてこういう表現のほうが当委員会としてはふさしいのではないのでしょうかということですね。</p>
<p>まちづくり 推進課長</p>	<p>そうです。「改善」を除いたのは、条例を改善することを前提に提案するというのはおかしいので、運用の中において改善という策もあるだろうということで、「運用等に際し」という形にさせていただきました。</p> <p>それから2ページ目の「特ににぎわい等、地域の活性化を指向する地域」についてです。それまでの前段での流れは、特定の地域に限ってのご意見を出している中で話されている展開です。また商業施設というのは、基本的には商業地域または近隣商業地域しかできないのが通例ですので、それを絞って「特ににぎわい等、地域の活性化を指向する」と言ったほうが、特定できるのではないかという趣旨です。</p>
<p>A委員</p>	<p>何かこういうふうにあえて書くと、商業地域あるいは近隣商業地域以外にもにぎわい等を指向する地域があるかのように感じ取れます。</p>
<p>まちづくり 推進課長</p>	<p>では、「あるいは商業地域または近隣商業地域にあって特ににぎわい等、地域の活性化を指向する地域において」というような形であればよろしいでしょうか。</p>

<p>A委員  まちづくり 推進課長</p>	<p>ただ、別表には「商業地域または近隣商業地域」というふうにして しているわけですね。その中でさらに特定しているわけではありま せん。「商業地域または近隣商業地域」については、すべてにおい てそういう指導をする以上は特定しないほうがいいと思います。</p> <p>条例上はすべてとありますが、特にその後の運用となりますと、 実際に検討する場合、我々は協力を求めてやっている話ではなく て、法令上の制度の中で強制していくという形になりますので、広 く一般に、そういった部分を含めてという話にしてしまいますと、 非常に厳しい状況があるのかなというように思います。と申します のは、商業施設そのものが、この経済状況で厳しい状況にある中 で、入れることそのものを法で縛ることがよろしいのかなという があります。ですので、一定合意のもとにあるエリアについて、そ ういうことを下の例示で挙げている制度を使って行うということに 対しては、よろしいでしょうという判断で事務局としてこういう書 き方にさせていただきました。</p>
<p>A委員 委員長 A委員</p>	<p>そうすると、もう1点気になるところがあるのですけれども。 今の点はよろしいですか。</p> <p>今の点は理解できました。そうすると、その上で「吉祥寺東部地 区等においては」とあえて追加されているのですが、吉祥寺東部地 区については、そういう指向があるというふうに考えて、逆にそれ 以外のところはどうなんだろうというふうに危惧してしまうので す。</p> <p>だから私としては、「商業地域または近隣商業地域」でいいので はないかというふうに思うのです。あるいは、「吉祥寺東部地区等 においては」というところは、あえて書き加えなくてもいいのでは ないでしょうか。そのほうが可能性が広がっていいような気がする のですけれども。</p>
<p>委員長</p>	<p>こうしたらどうでしょうか。要するにあまり限定すると、それを 行いますみたいにだんだんなくなっていってしまうので、むしろ「吉祥 寺東部地区等については」というのはやめて、だけれども、用途地 域は便宜的に決めてあるだけで、本当の狙いはにぎわいを求める場 所ということなので、下は生かして、上は外しておいたほうがいい と思います。そういう放っておく場所は、別にほかのところにもあ るかもしれないでしょう。</p>
<p>A委員 委員長</p>	<p>そう思います。 では、そうしましょう。</p>

<p>A委員</p>	<p>ほかにありますか。大体よろしいでしょうか。</p> <p>ではちょっと最後によろしいですか。まず、この委員会としてのまとめをつくったほうがよいというふうに、前回、私が提案した趣旨は、これは邑上市長あての先ほど言った任意のまとめであって、まとめの中で要望も含めた格好になっているといった形ですが、私の思いとしては、前回も説明しましたがけれども、要するにこの条例ができる前の市民の条例に対する期待感というのがすごく高かったのです。その中で、特にまちづくり委員会に対する期待感も高く、そして調整会に対する期待感も高かった。ところが、実際に運用してみた中で、若干がっかり感を持って受けとめている市民がいることも事実です。その中で何のまとめもなく我々が任期を終えるというのは、まちづくり委員の責務を果たせないだろうというふうに思ったので、このまとめをつくったらどうかという趣旨なのです。</p> <p>ですから、そういう意味で、再三申したように、重要な意見、議論があったことは掲載したほうが良いと思って、たたき台をつくった次第です。</p> <p>若干、賛否があるし、今日いらっしゃらない委員もおられますが、とにかく、このまとめを出すということについては、すごく重要な意味があり、よかったと思います。そういう意味でいうと、これは当然のことながら、ホームページ等で公表してもらえば必要があると思っています。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、さっき私が言ったことが若干不正確だったので、3ページの修正をもう1回言います。</p> <p>上から6行が終わって、「必要だと考えられる。」。その下に「なお、委員会の総意とはならなかったが、以下の意見があった。」。そして、その下の最初の句点までについてですが、「支援体制の整備に関連して」ということにしましょう。「関連して、既存準備会がそうであったように云々」となります。</p> <p>よろしいですか。それでなお、最終的に読んでみて、明らかにおかしいというようなことがあった場合は、事務局と私にらせてください。趣旨を変えるという意図は全くありませんので。</p> <p>それでは、これについては、このような形で委員会一同で市のほうに申し送りのような形で、今期委員会のまとめということにいたします。</p> <p>それでは、我々の委員の2年間の感想、コメントを一人ずつ簡単</p>

D委員	<p>におっしゃっていただいて、その後、最後に部長にご挨拶いただくことにいたします。</p> <p>D委員からお願いします。</p> <p>今回、初めてまちづくり委員会の立ち上げに対して、委員として参加できる機会を与えていただいたことは、非常にありがたいことでありました。私自身も、いい勉強の機会になったことは本当に感謝申し上げたいと思います。</p> <p>今回、まとめの中にもありましたけれども、まだまだ2年間の委員会の中で十分に機能しきれなかった部分ですとか、今後、起こるべき可能性をいろいろ加味した上で、このまとめを出したので、次の委員会の委員の方々には、このことを踏まえて、また問題にあたっていただきたいと思います。</p> <p>私からは以上です。</p>
委員長 A委員	<p>ありがとうございます。A委員。</p> <p>さっき言ったことが、おおむねの感想ですが、もう1つ加えますと、まとめの最後のところにありますように、もっとまちづくり委員会を活用していただきたいと思います。せっかく条例で設置することにしたまちづくり委員会ですので、もっともっと活用して、そして有益に市民、納税者のために活用できるようなやり方をしてもらいたいと思います。その辺の意味合いが、今回の市長へのまとめの中で感じていただければありがたいというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
委員長 B委員	<p>はい。B委員、どうぞ。</p> <p>私も今回、初めてまちづくり委員会に参加させていただきまして、専門家の立場からどの程度、この委員会に貢献できたかは、はなはだ疑問なところはあるのですが、委員長に助けられながら、調整会とかを重ねながら今後経験等を積んでいけば、この委員会自体も、いろいろ発展していくと思います。本当にいろんな意見を出させていただきまして、ありがとうございました。</p>
委員長	<p>では私も一言。2年間のうち、今日のまとめの最後のほうにもありましたが、委員会のルーチンについては、内容的な議論をするチャンスは比較的少なく、少し残念だったと思います。ここに書いてあるように、もう少し市のほうも、この場を積極的に活用するというスタンスがあったほうがいいかなというふうに思いました。</p> <p>ただ一方、調整会というのは非常に頻度が多かったこともあり、大変、私自身勉強になりましたし、なかなかやはり難しい制度だな</p>



というのが実感です。

それで、この経験を踏まえて2つぐらい意見を述べさせていただきます。このことだけを書いたわけではないのですが、原稿を書くのに少し参考にさせていただいたのですが、この調整会の仕組みは、露骨に言うと、両者が歩み寄るという可能性がお互いにあった場合、非常に機能するのだけれども、こじれた場合は、請求者側は時間を人質に取るような感じになり、事業者は、これは拒否することができる制度である、というところを前面に出す形になります。そういう時間と拒否権とを行使して、最後までずっといくと、3回で、結局、何も改善はなかったのだけれど、事業者も非常に経済的に痛手を被り、行政は行政で非常に大きな労力がかかります。三者一両損でまとまるというよりも、三者がくたびれるというような仕組みなのです。

そういう意味で、しかし、それは最も悪かったケースなので、そうならないケースもあるし、そうなるということ自体、1つの社会的コストとして、今後の色々なこの種の制度の改善の糸口というような意味があるのかなというふうに思っています。ですので、決して無意味と言うつもりはありませんが、安定感が必ずしもない仕組みである、というふうに私は思います。

ですので、運営する立場の方々も、必ずしもこれは安定したものというよりは、非常にある意味で不安定な仕組みであるということを感じてやると、それなりに意味があるのかなと思いました。だから、攻めるほうも守るほうも、まだまだできかけの制度だということも、これを使う必要があるというふうに思っています。

したがって、これを2年、3年蓄積した後、もうちょっと安定した制度にするにはどうすべきかということ、むしろ市としてはぜひ考えていただきたいと思います。

それは、条例でも可能だと思うのですが、別の立場では法律がそういう点をカバーすべきだと言っています。しかし、法律のほうはなかなか動きそうもありませんから、条例において、今のよう、ちょっと宙ぶらりんな微妙な制度を、もうちょっと安定感のある制度にしていくチャレンジをぜひしていただきたいと思います。それができるのは、やはり行政力のある自治体ですから、武蔵野を先頭に、条例では少し遅くスタートしましたが、そういう点では先頭に立てる自治体だと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

都市整備部長	<p>以上です。</p> <p>では、部長、締めをお願いします。</p> <p>最後に、委員長のほうでおまとめいただいたので、私どものほうはそれを重く受けとめていきたいと思っております。</p> <p>本当にこの2年間、色々な形でお世話になりました。まちづくり委員会としてのご議論はもちろん、それから先ほどありましたけれども、調整会については、土日にかかわらず、本当に何度も足をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>それと、たまたま都市計画マスタープランの改定の時期にちょうどこの2年間が重なりましたので、そういったところもまたご意見いただきました。私どもは、まず最初の取組でしたので、いわば試行錯誤で、事務局としてもいろいろ手落ちもあったかと思えますけれども、これはご意見をいただいて、それを糧に今後改善をしてみたいと思います。</p> <p>この2年間の活動の中で、市民の方も非常に色々な多彩な経験をされたかというふうに思っております。今後、地区まちづくり計画の策定のほうに向けて、市民の方と一緒に市のほうも精一杯頑張っていき、その蓄積がこのまちづくり委員会のさらなる機能の向上につながっていくというふうに思っております。本当にこの2年間ありがとうございました。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p>
事務局	<p>事務局より事務連絡ありますか。</p>
委員長	<p>すばらしいですね。</p>
事務局	<p>委員の方が決まりましたら、ホームページ等で公表させていただきます。</p>
委員長	<p>また、本日の議事録につきまして、案ができましたら、メールで送付させていただきますので、ご確認のほうよろしく願います。</p>
事務局	<p>事務連絡は以上です。</p>
A委員	<p>専門家の委員は継続ですか。</p>
事務局	<p>そちらはまだ調整中です。</p>

A委員	そうですか。ぜひ、委員長とB委員には、次期もやっていただければと思います。特に調整会でのB委員の奮闘ぶりには心を打たれるものがありました。市民の一人としてありがたいなと思っていますので、ぜひお願いしたいと思います。
委員長	それではこれで第2回まちづくり委員会を終了します。どうもご苦労さまでした。